

「岡山県動物愛護管理推進計画（素案）」に対する県民意見の募集結果について

令和2年11月20日から令和2年12月19日までの間、「岡山県動物愛護管理推進計画（素案）」について、岡山県民提案制度（パブリック・コメント）により、ご意見を募集したところ、32件のご意見が寄せられました。

これらのご意見等に対する県の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。貴重なご意見ありがとうございました。

<寄せられたご意見と県の考え方>

| 番号 | ご意見等 | 県の考え方 |
|------------------------------------|---|--|
| 第2章 岡山県の動物の愛護及び管理に関する現状と課題 | | |
| 2 動物愛護思想の普及啓発（1件） | | |
| 1 | コロナ禍で対面イベントが困難になっている。計画の中で新型コロナウイルス対応策について触れられていない点が不十分ではないか。 | P,24(2)にて、「～様々な催しを行います。」を「～様々な催しを、新型コロナウイルス等感染症対策に配慮した上で行います。」に修正します。 |
| 6 人と動物の共通感染症（2件） | | |
| 2 | 狂犬病予防注射ワクチン接種費用の補助をしていただきたい。 | 狂犬病予防注射のワクチン接種は、狂犬病予防法において犬の所有者が毎年、受けさせなければならない責務となっていることから、ワクチン接種費用の補助までは考えておりません。 |
| 3 | 飼い主の犬の首輪に狂犬病予防注射済票と鑑札の装着義務のさらなる向上を目指すべき。 | 狂犬病予防法では、鑑札と注射済票の装着は飼い主の義務であることから、事業の実施主体である市町村に対して実施率向上についての普及啓発の実施を助言しているところです。 |
| 第3章 施策の展開 | | |
| 基本方針I 動物愛護思想の普及啓発 | | |
| 前書き（1件） | | |
| 4 | 収容された犬や猫の環境改善をお願いしたい。 | 岡山県内にある施設では、長期間の飼育に耐えられるよう配慮しているところです。 |
| 2 殺処分削減へ向けた多方面にわたる施策の取組（8件） | | |
| 5 | 引取り拒否ができるようになって、遺棄が増えたのではないかと。引取り拒否をした人の後追いをすべき。 | 平成25年の動物愛護法改正により、岡山県でも相当な引取り理由がない限り、引取り拒否をしているところですが、犬・猫の保護収容数は平成25年に比べて減少しているところです。また、引取り拒否者に対して、遺棄防止の指導を徹底しているところです。 |
| 6 | 高齢者の多頭飼育について、年配者は昔ながらの固定観念が強いので、年配者にも理解してもらえよう指導改善してほしい。 | 現在、県内市町村及び関係団体に対して多頭飼育の把握について連携して対応しているところです。今後も、高齢者等にも理解していただける飼育方指導を考えてまいりたいと思います。 |
| 7 | 野犬の保護収容をお願いしても行政が動いてくれないことがあるので、積極的に保護してほしい。 | 県民から、野犬の保護収容依頼の連絡があれば積極的に保護しているところであり、今後、野犬を減らす対策に努めてまいりたいと思います。 |

| | | |
|---|---|---|
| 8 | 「保護収容頭数目標」を30%削減としているが、それだけしか保護収容しないとも受け取れる。 | 動物の保護収容頭数目標について、それだけしか保護収容しないということではなく、あくまで、遺棄される動物を減らすための目標として設定したものです。 |
| 9 | 動物を譲渡された家族は、年に1度、生育状況を報告するよう義務にすべき。 | 犬・猫の譲渡を受けた飼い主に対しては、誓約書を提出してもらい、不適正な飼い方をしないように説明をしているところです。また、動物愛護センターでは里帰り交流会などの催し等を通して、譲渡された犬・猫の状況を確認しているところです。 |
| 10 | 民間ボランティアと信頼関係を築いてほしい。一般譲渡にもっていくため、ボランティアの自宅での一時預かりをすべき。 | 登録ボランティア団体と協働して動物愛護行政に取り組んでいるところです。また、令和2年度から、子猫・子犬の一時預かり事業も始め、譲渡に供する犬・猫を増やす取り組みも始めたところです。 |
| 11 | 行政機関から一般家庭に譲渡された犬の中に、不妊手術をする前に脱走したりするケースもあるので、手術の指導を徹底してほしい。 | 現在、岡山県動物愛護センターでは、避妊去勢手術をした犬・猫を一般譲渡しています。また、岡山市及び倉敷市の保健所においても、譲渡した犬・猫について、新しい飼い主に対しての手術の指導を徹底しているところです。 |
| 12 | 災害や交通事故などで死亡した犬・猫のマイクロチップを読み取り、判明した飼育者情報を行政に伝えるなどの仕組みづくりの記述があればよい。 | P,43(7)にて、「災害等で死亡した犬・猫等のマイクロチップを読み取り、判明した情報の活用を市町村と検討します。」と追記します。 |
| 基本方針Ⅱ 動物の適正飼養の推進 1 飼い主の社会的責任の明確化と啓発・指導（4件） | | |
| 13 | 動物の虐待行為と禁止事項事例を紹介してほしい。 | 動物虐待については、岡山県内では岡山市保健所（岡山市内のみ）、倉敷市保健所（倉敷市内のみ）、動物愛護センター（岡山市及び倉敷市を除く岡山県内の市町村）が窓口となっており、虐待行為等について不明な点がありましたら、ご相談ください。今後、ホームページ等にも関係する資料を掲載してまいります。 |
| 14 | 飼い主への啓発について、メジャーなポータルサイトにアクセスしただけで目に入るようにしてほしい。 | 現在、検索サイトで「岡山県 動物愛護」と検索すれば上位に結果が出ています。 |
| 15 | 住民からの苦情や登録ボランティア団体からの通報について、動物飼育管理の行政指導と立ち入り調査の強化を希望する。 | 動物に関する県民等からの苦情があれば対応しているところであり、今後も苦情相談等があれば、対応してまいりたいと思います。 |
| 16 | 岡山県の公的機関として、アニマルポリスを設置してほしい。 | 動物虐待や遺棄等の通報には行政として対応しています。 |
| 3 動物取扱業者の社会的責任の明確化と指導（1件） | | |
| 17 | 第一種動物取扱業の監視目標が3年に1回となっているが、抜き打ちで年に数回行かないと悪質業者は減らないのではないかと。 | 県内の第一種動物取扱業者施設数から目標を示しているところですが、悪質な業者に対しては、必要に応じて立ち入りを行っています。 |
| 基本方針Ⅲ 県民と動物の安全の確保 2 災害時等の対応（1件） | | |
| 18 | 災害が発生した際、登録ボランティア団体や個人ボランティア等と行政がどこまで連携・協働できるのかの役割分担について取り決めをすべきではないかと。 | 関係団体等の連携や役割については、「岡山県災害時動物対応要綱」等で（公財）岡山県動物愛護財団を窓口としたボランティアの派遣体制等を定めているところです。 |

| 基本方針Ⅳ 連携と協働による推進体制の整備 | | |
|-----------------------|--|---|
| 1 関係機関との連携（1件） | | |
| 19 | 活動に理解のある協賛企業を充実させれば、岡山県の動物愛護思想の可能性が広がると思う。 | P,44(4)にて、「県民との協働」を「県民や企業との協働」とし、「多くの県民に、～」を「多くの県民や企業に～」と修正します。 |
| 2 関係団体等との協働（13件） | | |
| 20 | 登録ボランティア団体の活動ができているかをチェックして正しい活動をしているか確認すべきではないか。 | 登録ボランティア団体については、団体譲渡等の活動実績報告などで活動内容を確認しているところです。 |
| 21 | 譲渡会における年齢制限について、親戚が保証人にならないと譲渡されないといったハードルがあるので、近所の方が飼い主が飼えなくなった場合の新しい飼い主候補につなげることができれば、譲渡の幅が広がるのではないか。 | 動物愛護センターの譲渡会では、65歳以上の方に譲渡する際には、その方が飼えなくなった時に引き継いで飼ってくださる方の同席及び同意書の提出をお願いしています。引き継いで飼ってくださる方については、親族に限定していません。 |
| 22 | 地域猫活動の在り方をもっと広く広めるため、市町村のホームページに岡山県動物愛護センターのホームページをリンクすることは可能か。 | 県内市町村の一部では、動物愛護センターのホームページをリンクしている市町村があります。今後も、市町村と連携してまいります。 |
| 23 | 動物病院に対して、迷子犬猫のチラシ配布や、首輪に狂犬病予防注射済票、鑑札の装着のお願いなどを依頼すべき。 | 獣医師会に対し、狂犬病予防注射をはじめとする動物愛護管理行政関係の様々な事業に対する協力についてお願いしているところです。 |
| 24 | 登録ボランティア団体が管理するシェルターの老朽化対策について、行政が改善命令指示を行い、脱走を未然に防ぐようにすべき。また、登録ボランティア団体の収容環境について適合しているかについて行政が立ち合いをすべき。 | 登録ボランティア団体のうち、シェルター施設を持って犬・猫の保護収容業務を行っている団体については、施設の監視指導を行っているところです。 |
| 25 | 岡山県動物愛護センターの見学について、一部の登録ボランティア団体が行っているのみなので、他の登録ボランティア団体でも動物愛護センターの見学日を設けるべき。 | 動物愛護センターの見学は、事前に見学希望の相談があれば、登録ボランティア団体に限らず、誰でも見学可能です。 |
| 26 | 災害が発生した場合、行政から飼い主への避難対策として、同行避難、同伴避難できるマップやマニュアルを作成すべき。 | 同行避難等については、県が要綱等を作っており、市町村に適切な対応を促しています。 |
| 27 | 岡山県動物愛護センターの関連リンクに、登録ボランティアのホームページをリンクできるようにすべき。 | 登録ボランティア団体の意向を踏まえ検討してまいります。 |
| 28 | 地域の餌やりさんへの指導とガイドラインについて、どこまで許せるのかの指導と、餌やりさんの登録制度を整備すべき。 | 餌やりは、苦情やトラブルの原因となることがあるため、地域の理解と協力を求めてまいります。 |
| 29 | 動物を飼育することが困難な老人ホームに入居している老人について、老人ホームの規律に違反しない場合は、その老人ホームを飼い主として飼うことは可能なのか。その場合のルール作りをすべき。 | 老人ホームにおける動物の飼育については、ルール作りを含め、施設で判断していただくことになっています。 |
| 30 | 「エイズ猫」について、里親希望者が人間に感染するという意識が強く譲渡会でも話が決まらないので、「エイズ猫」の生態を紹介して、里親希望者の知識向上を図るべき。 | 動物愛護センターでは、譲渡講習会等において猫の病気について説明し、知識の向上を図っています。 |

| | | |
|----|--|--|
| 31 | 犬の里親希望者が、特殊な犬種(ブルドッグ、チワワ、コーギー、パグなど)を希望されている場合、動物愛護センターのホームページを毎回確認することは難しいので、予約希望ができる仕組みを作るべき。 | 犬・猫の譲渡は、譲渡適性や譲渡希望者の状況に応じてマッチングしており、予約制とすることは考えておりません。 |
| 32 | 迷子の犬猫の捜索について、すぐに見つけるボランティアと時間がかかっても見つけることができないボランティアがいるので、ボランティア団体同士での情報交換の場が必要ではないか。 | 迷子の犬猫の捜索については、まずは動物愛護センター等の行政機関に連絡をしていただき、行政を通じた情報交換に努めてまいります。 |